

兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第18号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 病院局管理規程 | ページ |
| 病院局組織規程の一部を改正する管理規程 | 1 |
| 病院局決裁規程の一部を改正する管理規程 | 3 |
| 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 | 3 |

病院局管理規程

病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成26年3月31日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第11号

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の表企画課の項中「企画調整係 病院整備係」を「企画調整班 病院整備班 病院建築技術班」に改め、同表管理課の項中「組織・給与係 職員係」を「組織・給与班 職員班」に改め、同表経営課の項中「業務係 経営係」を「業務班 経営班」に改める。

第10条の表県立尼崎病院の款から県立こども病院の款まで総務部の項中「栄養指導課」を削り、同款薬剤部の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|-------|
| 栄養管理部 | 栄養管理課 |
|-------|-------|

第10条の表県立こども病院の款指導相談・地域医療連携部の項の次に次のように加える。

| | |
|------------|--|
| 小児がん医療センター | |
|------------|--|

第10条の表県立がんセンターの款総務部の項中「栄養指導課」を削り、同款薬剤部の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|-------|
| 栄養管理部 | 栄養管理課 |
|-------|-------|

第10条の表県立がんセンターの款地域医療連携部の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|--|
| 緩和ケアセンター | |
|----------|--|

第10条の表県立姫路循環器病センターの款総務部の項中「栄養指導課」を削り、同款薬剤部の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|-------|
| 栄養管理部 | 栄養管理課 |
|-------|-------|

第10条の表県立姫路循環器病センターの款地域医療連携部の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|--|
| 糖尿病センター | |
|---------|--|

第11条の表県立こども病院の款診療部の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|------------|--------------------------|
| 小児がん医療センター | 内科 | 血液・腫瘍 ^{しゅよう} 内科 |
| | 外科 | 脳神経外科 小児外科 |
| | 上記以外の診療科目等 | 放射線科 病理診断科 |

第11条の表県立がんセンターの款に次のように加える。

| | |
|----------|--|
| 緩和ケアセンター | |
| 病理診断センター | |

第11条の表県立姫路循環器病センターの款診療部の項内科の目中「神経内科」を「神経内科 糖尿病・内分泌内科」に改め、同項外科の目中「脳神経外科」を「脳神経外科 形成外科」に改め、同項上記以外の診療科名等の目中「精神科」を「精神科 眼科」に改め、同款に次のように加える。

| | |
|---------|--|
| 糖尿病センター | |
|---------|--|

第12条第1項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「第2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第21条の次に次の1条を加える。

（栄養管理部の業務）

第21条の2 栄養管理部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 栄養管理に関すること。
- (2) 栄養指導及び教育に関すること。
- (3) 給食管理に関すること。
- (4) 栄養統計及び報告に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、栄養に関すること。

第23条の3の次に次の1条を加える。

（小児がん医療センターの業務）

第23条の4 小児がん医療センターにおいては、小児がん医療に関する業務をつかさどる。

第24条の7を第24条の9とし、第24条の6の次に次の2条を加える。

（緩和ケアセンターの業務）

第24条の7 緩和ケアセンターにおいては、緩和ケアに関する業務をつかさどる。

（糖尿病センターの業務）

第24条の8 糖尿病センターにおいては、糖尿病医療に関する業務をつかさどる。

第30条第1項の表係長の項を次のように改める。

| | | |
|----|---|---------------------------------------|
| 班長 | 班 | 上司の命を受け、課の事務のうち、班の事務を掌理し、又は担当事務を処理する。 |
|----|---|---------------------------------------|

第30条第2項中「係長」を「班長」に改める。

第31条第1項の表主幹の項を削り、同表課長補佐の項中「課長補佐」を「主幹」に、「うち」を「うち、」に改める。

第31条の表主査の項及び主任の項中「主幹、課長補佐、係長」を「班長、主幹」に改める。

第33条の表職名の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------|--------------------|-----------------------------|
| 小児がん医療センター長 | 県立こども病院の小児がん医療センター | 上司の命を受け、小児がん医療センターの業務を掌理する。 |
|-------------|--------------------|-----------------------------|

第33条の表生活習慣病センター長の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------|----------------------|---------------------------|
| 緩和ケアセンター長 | 県立がんセンターの緩和ケアセンター | 上司の命を受け、緩和ケアセンターの業務を掌理する。 |
| 糖尿病センター長 | 県立姫路循環器病センターの糖尿病センター | 上司の命を受け、糖尿病センターの業務を掌理する。 |

第34条の表次長の項中「県立こども病院」の右に「小児がん医療センター、」を、「県立がんセンター」の右に「緩和ケアセンター及び」を、「県立姫路循環器病センター」の右に「糖尿病センター及び」を加え、同表科部長又はセンター部長の項中「県立こども病院の」の右に「小児がん医療センター、」を、「放射線医療室」の右に「、緩和ケアセンター」を、「県立姫路循環器病センターの」の右に「糖尿病センター及び」を加え、同表医長の項中「県立こども病院の」の右に「小児がん医療センター、」を、「放射線医療室」の右に「、緩和ケアセンター」を、「県立姫路循環器病センターの」の右に「糖尿病センター及び」を加える。

別表に次のように加える。

| | |
|----|----------------------------------|
| 係長 | 上司の命を受け、課の事務のうち、担当事務を管理し、又は処理する。 |
|----|----------------------------------|

附 則

この管理規程は、平成26年 4月 1日から施行する。



病院局決裁規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成26年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第12号

病院局決裁規程の一部を改正する管理規程

病院局決裁規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第 8号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改め、同条第 3 号中「、副課長、主幹、課長補佐又は係長」を「又は副課長」に改め、同条第 4 号中「主幹、課長補佐又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

第 8 条第 2 項第 3 号中「係」を「班」に改める。

第 9 条の見出し中「主幹等」を「班長等」に改め、同条中「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

第20条の見出し中「主幹等」を「班長等」に改め、同条中「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

附 則

この管理規程は、平成26年 4月 1日から施行する。



病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成26年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第13号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第28条第 2 項第 1 号工中「県立粒子線医療センターにおける」を削る。

別表第 5 の 6 級の項標準職務の欄(1)中「課長補佐及び係長」を「班長及び主幹」に改め、同表 7 級の項標準職務の欄(1)中「主幹」を「班長」に改める。

別表第 8 本庁の項 6 級の欄及び 7 級の欄を次のように改める。

| | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 班長 主幹 係長 工事検査専 門員 | 副課長 班長 主任工事検 査専門員 |
|-------------------------------|----------------------------|

別表第9 県立こども病院の項3級の欄中

「周産期医療センター長
周産期医療センター次長
小児救急医療センター長
小児救急医療センター次長」

を

「周産期医療センター次長
小児救急医療センター次長
小児がん医療センター次長」

に改め、同項4級の欄中

「小児救急医療センター次長」

を

「小児救急医療センター次長
小児がん医療センター長
小児がん医療センター次長」

に改め、同表県立がんセンターの項3級の欄中

「病理診断センター長
病理診断センター次長」

を

「病理診断センター次長
緩和ケアセンター次長」

に改め、同表4級の欄中

「病理診断センター次長」

を

「病理診断センター次長
緩和ケアセンター長
緩和ケアセンター次長」

に改め、同表県立姫路循環器病センターの項3級の欄中

「救命救急センター長
救命救急センター次長」

を

「救命救急センター次長
糖尿病センター次長」

に改め、同表4級の欄中

「救命救急センター次長」

を

「救命救急センター次長
糖尿病センター長
糖尿病センター次長」

に改める。

別表第10本庁の項4級の欄中「係長」を「主幹」に改め、同項5級の欄中「主幹」を「班長」に改める。

別表第16本庁の款中「主幹」を「班長」に改め、同表地方機関の款中「及び小児救急医療センター長」を「
小児救急医療センター長及び小児がん医療センター長」に改め、「病理診断センター長」の右に「及び緩和ケア

センター長」を、「県立姫路循環器病センターの救命救急センター長」の右に「及び糖尿病センター長、県立光風病院の精神科救急医療センター長」を加え、「検査技師長（行政職8級の者に限る。）」の右に「、センター次長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）」を加え、「及び精神科救急医療センター長」及び「及び周産期医療センター次長」を削り、「県立尼崎病院の難病相談センター次長、県立加古川医療センターの生活習慣病センター次長」を「センター次長（医師・歯科医師職3級及び行政職7級の者に限る。）」に改め、「小児救急医療センター次長及び」、「県立がんセンターの病理診断センター次長」及び「及び救命救急センター次長」を削る。

附 則

この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。